

5. 関係法令の紹介

Point

OBD検査の導入にあたり関係法令が改正

OBD検査の導入に向けて、以下のように法令が改正されました。

平成31年3月

令和元年5月

令和2年8月

令和3年10月

車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方について
(最終報告書)

国土交通省の「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」でとりまとめられた

道路運送車両法

OBD検査に必要な技術情報の管理に関する事務（審査用技術情報管理事務）を自動車技術総合機構が行うこととなった

道路運送車両法関係手数料令

同事務の手数料の額が400円と定められた
(大型特殊自動車および二輪小型自動車は0円)

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

OBD検査の対象車両および対象装置が規定されるとともに、対象装置から必要な情報を読み出した際の満たすべき基準が規定された

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示

同基準の適用期日・適用対象車が定められた

指定自動車整備事業規則

指定自動車整備事業者と軽自動車検査協会に対し、新たに電子的な検査を行うための機器（検査用スキャンツール）を備えなければならないこととされた

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準

指定自動車整備事業者と軽自動車検査協会にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準が定められた